

物価高騰に伴う令和5年度就学援助及び学校給食費への対応について

物価高騰等による影響を考慮し、児童・生徒の義務教育の円滑な実施を図るため、以下のとおり対応することとしたので、報告する。

I 令和5年度就学援助における認定基準額の引き上げ

物価高騰等による影響を大きく受け経済的に就学困難な児童・生徒の保護者に対し、令和5年度は就学援助認定基準額を引き上げて準要保護認定対象者を拡充することとした。

1 就学援助対象者

(1) 要保護

生活保護法第13条の規定に基づき教育扶助を現に受けている者

(2) 準要保護

杉並区教育委員会が、要保護に準ずる程度に生活が困窮していると認めた者

2 引き上げの内容

令和5年度準要保護の認定基準額を第73次改定生活保護基準額の1.2倍から1.3倍に引き上げる。

3 引き上げの考え方

- (1) 令和4年10月の消費者物価指数（総合）は、103.4であり、現行の認定基準額を定めた平成29年の98.2と比較して5.2ポイント上昇している。特に、今年度に入ってから物価上昇が大きく、実質賃金は減少していることから、この間の物価高騰等の影響を受け、経済的に就学が困難となっている家庭を援助する。
- (2) 令和6年度以降の認定基準については、令和5年度に見直される生活保護基準を踏まえ、区における他の義務教育保護者負担軽減のあり方と併せて検討し、決定することとする。

4 今後のスケジュール

3月 各学校に案内及び申請書を配送

4月 児童・生徒の保護者へ案内及び申請書を配布 令和5年度申請受付開始

II 令和5年度学校給食費について

学校給食費については、令和4年度に物価高騰による保護者負担軽減として、地方創生臨時交付金を活用し、給食費の補助を行い、保護者負担額を令和3年度の価格に据え置いた。

令和5年度も以下のとおり令和4年度と状況は変わらないことが予想されることから、保護者負担の軽減を図る必要があるため、公費負担を行い、保護者負担額は据え置きとする。

1 令和5年度食材費の試算結果

標準給食費は毎年度、「牛乳、主食及びおかず」に係る価格動向とその影響を考慮している。

令和4年度同様に食材費の高騰が継続しており、令和5年度については、小学校中学年の1食の給食食材費が約283.94円の見込みである。

(1) 牛乳

近年の牛乳の供給価格が毎年1円程度増加傾向にあり、59.10円の見込みである。

(2) 主食

主食となる麦ごはん、パン及び麺に係る一人1食当たり経費（小学校中学年）は、31.40円の見込みである。

(3) おかず

学校給食価格調査集計に、消費者物価指数の上昇率（国の見通しで+1.7%）を踏まえ、「杉並区の学校給食の標準食品構成」を基に算出した一人1食当たりの経費（小学校中学年）は193.44円である。

2 令和5年度標準給食費（給食1食当たり）

上記の試算の結果から、令和5年度の標準給食費及び給食費保護者負担額、公費負担額を以下のとおりとする。

		標準給食費		給食費保護者負担額		公費負担額
		通常給食	多様化給食	通常給食	多様化給食	
小学校	低学年	263円	339円	254円	330円	9円
	中学年	283円	365円	273円	355円	10円
	高学年	303円	391円	292円	380円	11円
中学校		342円	441円	329円	428円	13円

※多様化給食（年3回から5回程度実施）の食単価は、実績を踏まえ通常給食の食単価の約1.3倍とする。